

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（9件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

##### 2 失職年月日

令和6年8月20日

##### 3 失職理由

令和4年11月18日、当時勤務校教室において、同教室内の用具入れロッカー上に設置した動画撮影機能付き小型カメラを使用して、更衣中の女子児童らの下着等を撮影するなどして、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により起訴され、令和6年8月5日、東京地方裁判所において、懲役6月、3年間執行猶予の判決を受け、同月20日、同判決が確定した。

##### 4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

※ 本件については、児童の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 31歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年1月28日

4 処分理由

令和6年5月22日から同年6月28日までの間に、ホテルにおいて、高等学校生徒と性行為を行った。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

### III

1 教職員に関する事項

(1) 氏 名 しみず ひろたか 清水 洋隆

(2) 学 校 名 東京都大田区立貝塚中学校

(3) 職 名 時間講師

(4) 年 齢 60歳

(5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年1月28日

4 処分理由

令和6年9月12日、電車内において、立った状態で、右横に座っていた女性に対して、ズボン越しに右大腿部の付け根及び股間を、同女性の左ひじに押し当てた。

### IV

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 高等学校（区部）

(2) 職 名 教諭

(3) 年 齢 22歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和7年1月28日

4 処分理由

令和6年8月9日から同年9月5日までの間に、勤務校生徒と二人きりで私的に

会うとともに、同生徒と二人きりの状況で、同生徒の右頬及び左頬にキスをするなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

## V

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 都立学校実習支援専門員
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

停職6月

### 3 発令年月日

令和7年1月28日

### 4 処分理由

令和6年8月10日、スーパーマーケットにおいて、食品2点計514円相当を窃取した。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

## VI

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（島しょ）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 37歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 3月

### 3 発令年月日

令和7年1月28日

### 4 処分理由

令和6年9月24日、勤務校において、同校第1学年男子生徒を指導した際、左手の拳で、同生徒の頭頂部をたたくとともに、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠るなどした。

## VII

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 校 長
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

### 3 発令年月日

令和7年1月28日

### 4 処分理由

令和6年3月29日、勤務校において、廃棄する耐火金庫内の確認を怠るなどしたことより、同校卒業生11,145名分の証書番号、氏名、生年月日等の個人情報記載された卒業証書授与台帳1冊が廃棄される事態を招いた。

## VIII

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 42歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

### 3 発令年月日

令和7年1月28日

### 4 処分理由

令和5年9月8日、勤務校において、同校第1学年男子生徒を指導した際、丸めた冊子の先端で、同生徒の胸部を少なくとも2回突き、全治約1週間の擦過傷を負わせるとともに、体罰について、速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠るなどした。

## IX

### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和7年1月28日

4 処分理由

令和6年2月2日から同年4月30日までの間、自宅から時間貸駐車場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自家用自動車による通勤を行い、通勤手当73,980円を不正受給するなどした。

X

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 東京都公立学校 I C T 支援員
- (3) 年 齢 43歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和7年1月28日

4 処分理由

令和6年5月30日から同年9月13日までの間に、1日の私事欠勤44回、4時間以上の私事欠勤1回、4時間未満の私事欠勤1回、1日の無届欠勤3回及び4時間未満の無届欠勤1回を行った。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）